【事案１】

問合せ先		福祉局障がい者施策部運営指導課（06-6241-6506）
対象事業所	運営法人	株式会社いろは（代表取締役　西原　正絵）
	事業所名称	おおきな木大池橋
	所在地	大阪市生野区田島一丁目２番 21 号
	サービス種別及び指定日	障害者総合支援法による事業 　児童発達支援、放課後等デイサービス：令和５年 11 月１日指定
処分内容及び処分理由	処分内容	指定の取消し（指定取消日　令和８年 11 月１日）
	処分理由	児童福祉法に基づく監査を実施するため、当該事業者に対し複数回出頭を求めたところ、当該事業者は、正当な理由なく当該求めに応じず、必要な聴取を忌避した。 　当該事業者は、正当な理由なく出頭の求めに応じず、監査の実施を妨げたものであり、児童福祉法第 21 条の５の 24 第１項第８号に規定する「出頭の求めに応ぜず監査を忌避したこと」に該当する。
経済上の措置		なし